

第 29 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和 8 年 4 月 20 日 (月) 午後 2 時 30 分

会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

2 委員定数 19 名

3 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 木戸 賢治

委 員

1 番 鈴木 隆	2 番 大津 康男	3 番 菊地善一郎
4 番 二瓶 崇	5 番 高野 進	6 番 菅井 大輔
7 番 齋藤 澄子	8 番 山口 久人	9 番 木村富士男
10 番 武藤 常雄	11 番 小林 博行	12 番 小沢 勝則
13 番 小林千代松	14 番 横山 敏光	15 番 佐藤 光伸
16 番 渡部 信夫	17 番 庄司 英喜	

4 本日の総会に欠席通告した委員

なし

5 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 66 号 会務報告について

報告第 67 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 68 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による
届出について

報告第 69 号 専決処分の承認を求めることについて

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 160 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 161 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 162 号 現況確認証明申請について

議案第 163 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第 164 号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について

議案第 165 号 農用地買入協議に係る要請について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 小 林 孝 昭

次長兼農地係長 大 竹 秀 樹

農政係長 花 見 栄

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 庄 司 智 哉

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 高 橋 健 治

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 佐 藤 瑠 香

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 冨 塚 裕 成

9 会議の概要

○会長（あいさつ）

本日、皆さんにおいては、水稻の種まきはほぼ終了かなというふうに思い

ます。また、それが終わりますと育苗管理が1ヶ月間続くまた本年の準備ということで、何かとお忙しいところ、本日、第29回農業委員会総会ということで、ご出席をいただきまして、大変御苦勞様でございます。イラン情勢ということで毎日テレビや新聞報道されております。なかなか、アメリカ、イランということで、合意がなされないというようなことで、今日もホルムズ海峡ではイランのドローンによる艦艇攻撃、また、アメリカはイランの方に攻撃してるというようなことで、第2回の協議と対面協議ということで出てますけども。ちょっと、この辺についても、なかなか隔たりが大きく、合意にはならないんじゃないかなと思います。それはさておき、何ととっても、やはり、石油、原油というものについては、すべてのものが絡んでるというようなことで、農業等についても生産資材をはじめ、もう肥料はすべてです。また、全世界、経済第一ということで、本当、いち早くですね、この戦闘終結に向け、終結していただきたいというふうに思います。そうしないと、我々農業者にとっても資材がますます高騰してまいるということで、あんまり高くても納得して、買ってくれないということは、先が見えてます。本当にこの大きな問題です。今後も、皆さん動向をですね、注視をしていただきたいなというふうに思います。

今ほど、局長の方から、人事異動に伴って、4月1日から新体制ということで整いましたのでスタートを切っております。何分、まだ不慣れというような職員もおります。今後についてもですね、変わらず皆様からの温かいご指導、ご支援、ご鞭撻頂戴して参りたいと思います。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の日程ということで、総会終了後はですね全体会議、観桜会というようなことで組まれてますので、大変でありましようけれども、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思ひます。それでは只今より本日の総会ということで、報告4件、議案6件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願ひ申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、おりません。

1番鈴木隆委員、3時に早退ということでありましたので、認めてまりたいと思います。定足数に達しておりますので、これより第29回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員には、2番 大津 康男 委員、3番 菊地 善一郎 委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第66号 会務報告について」、「報告第67号 農地法第18条第6項の規定による通知について」、「報告第68号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について」、「報告第69号 専決処分の承認を

求めることについて」報告事項を議題といたします。事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第66号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第67号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔25件を朗読、説明。〕

報告第68号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第69号 専決処分の承認を求めることについて

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました報告第68号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について、4番 二瓶 崇委員より、報告第69号 専決処分の承認を求めることについて、No.1については、13番 小林 千代松委員、No.2については、17番 庄司 英喜委員より、現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○4番 二瓶 崇委員

〔報告第68号について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番、二瓶です。農地法施行規則第29条第1項第1号の案件No.1についてご説明申し上げます。4月14日午後3時頃より、〇〇〇さん親子、〇〇〇行政書士、大竹推進委員と私、あと事務局の高橋さん立ち会いのもと、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。理由書にも書いてあります通り、経営規模拡大によって乾燥施設等が不足するため、申請地に農業用倉庫を建設するものであります。案内図を見てもらうとわかりますが、申請地は北側は自宅、東側は農業倉庫が建っており、両方とも宅地に隣接しているため、施設設置に伴う付近への被害はないと思われまます。また南側、西側は農地でありまして、そこに土砂の流入がないように注意を払って、また、雨水は地下浸透ということで造成するということでございます。よって周辺農地への支障はない、と判断いたしました。以上です。

○13番 小林 千代松委員

〔報告第69号のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番小林です。農業経営基盤の強化の促進に関する計画変更に係る意見聴取の専決処分についての報告をいたします。案件No.1ですが、去る3月25日午前9時40分ごろより、申請者の〇〇〇さんの代理人〇〇〇行政書士から、小林次長、庄司委員と私小林にて、現地調査並びに、聞き取り調査を行いました。地目は、田であります。3年前から未耕作地ということでありました。東側は市道に面しており西側は原野で北側農地に畑がありました。南側については、No.2にもありますが蓄電所用地と隣接しております。資材置き場として土砂流出防止の施策をするとのことでした。また、雨水については地下浸透により処理し、汚水雑排水等はないようです。あと周辺農地に支障を及ぼすことはなく、問題ないと判断いたしました。なおですね、土地利用計画図、6ページをご覧ください。合計が〇〇〇㎡となっておりますが、報告の21ページは〇〇〇㎡となっております。これは併用地が〇〇〇㎡含まれたものが、その土地利用計画物〇〇〇㎡になっておりますので、ご了解願いたいと思います。以上です。

○議長

ここで7番齋藤澄子委員が、3時で早退するという届け出がありました。退席を許します。なお、3時ということですので、1番鈴木隆委員についても、退席ということになります。

○17番 庄司 英喜委員

〔報告第69号のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番庄司です。報告をさせていただきます。案件No.2でありますけれども、農業経営基盤強化促進法第19条、地域計画変更案件No.2の報告です。令和8年の3月25日、9時10分ごろから土地所有者の、〇〇〇さん、事業計画者の合同会社〇〇〇の双方の代理人であります。〇〇〇行政書士立ち会いのもとで、小林委員、事務局小林次長とともに現地調査並びに聞き取り調査を行いました。事務局から申請内容の説明と、代理人から事業内容の説明及び現地の状況を案内していただきました。付属資料の3、4ページにもありますように、現地はですね、〇〇〇株式会社さん社有地の一番北側の隣角にあります。松山小学校から道の駅喜多の郷、こちらに向かう市道のそばでもあり子供たちの通学路にもなっております。事業計画書につきましては、株式会社〇〇〇という会社さんの子会社ということで、太陽光発電などエネルギー関連の会社であります。

今回の計画書では、総事業費、〇〇〇円という膨大な金額を投じまして、蓄電所を設置したいとのことでもあります。なお、工事完了までには所有地の周囲にも防護フェンス等を設置して立ち入り禁止にし、近隣の安全管理に努めます、とのことでした。これらの状況から周辺地域に支障を及ぼすことはないものと思います。以上を踏まえて、総会案件としてはもちろん問題ありません。なお、併せて、今回の専決処分の中で先ほどの、小林委員が報告をしました1番の隣ですね、私のところでいきますと、4ページのところに、土地所有者の〇〇〇さんと隣接するところに、〇〇〇さん、個人の方ですけ

ども、所有の畑〇〇〇㎡があります。これについてはですね、荒廃が進んで立木が煩雑しており、地目畑になっておりますけれども全く耕作ができないという状況であります。

この状況から、併せて、今後、現況確認調査が必要と思われましたので、併せて報告をさせていただきます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第66号から報告第69号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、横山敏光委員

○横山敏光委員

14番横山です。会務報告の中で4月9日から14日ですが、そこで概要であります農用地の所有権移転3件の調整を行い、うち1件が不調となったと記述されております。この不調になった原因について、お尋ねしたいと思います。

○議長

はい、事務局。

○事務局

会務報告の一番最後の段ですね、うち1件が不調となったということは今後の、この後の議案の中でも説明の方をさせていただく形となるんですが、農地のまず所有者の方から、農業委員会に対して所有権移転のあっせんの申し出がありましてそれに基づいて、福島県農業振興公社による買い入れのあ

っせんの会議を実施したところ、理由としては価格の折り合いがなかったという中身でございます。

○議長

その他ございませんか。

はい。渡部委員

○渡部信夫委員

16番渡部ですが、最後の地域計画からの除外の1番、2番ですけれども、説明の内容はわかりました。参考のためお尋ねしますが、この場所、もともとその〇〇〇さんという方が両方の所有者であるということで、No.1については、資材置き場としての転用なのかなというふうに思います。もう1筆の方が、今ほど説明あったように、事業所っていいですかね蓄電池設備の開発をするということです。こういったことで、〇〇〇さんの資材置き場と全然違うものがその隣接に建てられるっていうことなんですけども、行政書士は同じ方ですけど、この経緯について〇〇〇さんと東京の会社の関係が、あるのかないのか、何でこんな全然違うような利用の仕方が隣接して、こういうふうになったのかっていうことをもし調査していらっしゃれば、参考のためお伺いしておきたいと思います。

○議長

はい、事務局答弁お願いします。

○事務局

No.1が資材置き場、No.2が蓄電池施設ということで、開発というよりも、蓄電設備を設置してある場所となります。太陽光発電の発電した電気をここでストックすると、蓄電するというような施設になっております。そちらですが、当初ですねこの蓄電の施設を、探すためにですねこちらをいろいろと

回っていたそうです。〇〇〇行政書士が。その歩いて確認している様子を、資材会社の〇〇〇さんが見て、何かやるんですか、ということで、お声掛けして、実は地主の〇〇〇さんが両方処分したいということもあってですね。こういった事情で調べてるんですけどってということで、それなら私も実はということで、お声掛けをして、今回合わせて申請するようになったというようなことを、申請段階で聞いております。

○渡部信夫委員

経緯についてはわかりました。ということは結局〇〇〇さんと、2番の東京の会社また関係がないということなのかなというふうに、今の説明だと思えますが、ちなみに、資材置き場として使う、それから、その蓄電池の設備を設置するってということで、ほぼ同じようなくらいの面積があるように思うんですけども、それぞれの、1番と2番で、売買の価格ってというのはどの程度だったのでしょうか。

○議長

はい、事務局。

○事務職

まず、No.1の〇〇〇さんの方なんですが、用地費としましては〇〇〇万円。総額で〇〇〇万円。ということでございます。案件No.2の、〇〇〇の案件につきましては、用地費としては〇〇〇万円。総額で〇〇〇万円ということでございます。

○渡部信夫委員

倍以上違ってるので、同じ所有者だったらたまたまそうなのかなという風に納得してもらえるかもしれませんが、例えば違う方だったら、筆が違うので同じ場所を見たときに、たまたま〇〇〇さんの両方筆が入っていたからい

いんですけど、これ違う人の場合に、その用途によって価格が違ってくるっていうのはどうなのかなって思うところがあって、あんまこういった整理の仕方は、問題ないのかなって気がして、高いのは、高いってもそうなのかなと思いますけど隣接地で同じ人のものでこんな違うと、人が違ってたらこんなことでちょっと問題が起きるんじゃないかなと思うんですけど、説明できますか。

○事務局

今回の案件につきましては、電力会社さんと、あとは〇〇〇設備会社さんで、全く個別の会社でございまして、今回個別の申請ということでもあります。要件として審査しておりますのは、農地法に関わる部分でございまして、大まかに周りの土地の影響などを中心に確認をしております。契約となるその工事の中身等については、特にその周りに対しての害を及ぼすかどうかという部分について、確認しております。その金額が高い安いなどについては、受付段階では事務局の方で判断するものではない。ということで確認し、事務局の方ではその部分については、高い低いっていうことについて、特段、金額の設定がおかしいなどについては判断しておりません。

○議長

その他ありませんか。

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第66号から報告第69号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第66号から報告第69号までは了承することにしました。

(議案審議)

○議長

議案審議に入りますが、相当時間が経過していますので、事務局の方、早めに説明をお願いするというふうにしたいと思います。45分しかございませんということで、ご了承いただきたいと思います。

それでは議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第160号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定4件、所有権移転9件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、権利設定のNo.1からNo.4については、14番 横山 敏光委員より、所有権移転のNo.1及びNo.2については、17番 庄司 英喜委員、No.3については、13番 小林 千代松委員、No.4及びNo.5については、9番 木村 富士男委員、No.6については、8番 山口 久人委員、No.7については、18番 木戸 賢治委員、No.8については、15番 佐藤 光伸委員、No.9については、10番 武藤 常雄委員、より、現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○横山 敏光委員

〔権利設定のNo.1からNo.4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番、横山です。農地法第3条権利設定、No.1からNo.4まで関係がありますので一括してまとめて報告したいと思います。去る4月10日と13日の両日、申請者の実情及び現地調査を聞き取りを行いました。案件は4人の農地所有者がこれまでの耕作者から、一般社団法人〇〇〇の会〇〇〇代表理事に耕作を委託するというものでございまして、賃貸人の調査は4月12日、午前8時20分から午後5時半ごろにわたり、電話で聞き取りを行いました。

案件No.1の〇〇〇さんは現在92歳、高齢で福祉施設に入所されているということでございまして連絡が取れない状態でした。しかし、No.3の〇〇〇さんがこの〇〇〇さんのご子息ということでこの2つの案件につきましては〇〇〇さんから聞き取りをすることが行うことができました。No.2の〇〇〇さんは不通だったため、奥さんから、またNo.4の〇〇〇さんからは、これも不在でしたが母親から聞き取りを行いました。また賃借人の一般社団法人〇〇〇は、翌4月13日午前9時半から11時にかけて、現地調査を行い実情の聞き取りを行いました。

現地調査では〇〇〇代表と各圃場の取水口に繋がる用水の分水部分や、ポンプアップ部分を確認し、用水路や排水路を確認して参りました。聞き取りでは組織が一般社団法人ということで、農業団体としては馴染みがないということで、あえてその目的や事業内容について確認しました。会長が早く報告しろと言う内容でしたけども。ここはちょっと長くなりますけど、中身について話したいと思います。

この法人はですね地域の農地を守るため、管理区域内の農地、利用最適化と担い手の育成、確保、併せて、地域づくりの取り組みを通じて、会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的に、昨年9月設立が承認されたものであります。この法人はですね、この目的を達成するために、1つ農作業の受委託調整事業。2つ福島県農地中間管理機構の農地借り受け事業。3つ地域資源である農地の管理事業。4つ農業経営事業。5つ特定農作業受託事業。6つ多面的機能支払交付金事業。7つ新規就農者確保育成事業。8つ魅力ある地域づくり。9つこれら8項目に附帯して関連する一切の事業。10その他

同法人の目的を達成するために必要な事業を行う、となっております。簡単に言えばですね、別府集落の地域づくりの組織であり、集落営農組織であり、多面的機能支払交付金事業組織であり、農事組合であり、水利委員会という多岐にわたる法人ということでした。会員は別府集落の農業者24人全員でありまして、活動の中核となります農業者が何人もいるという状態でございます。そうしました内容から、本申請について、賃料など、周辺農地の平均額については農業委員会がお示ししました平均額と同額であり問題ありませんし、管理面でも周辺農地に支障を及ぼすこともなく、むしろですね、小規模圃場も周辺の圃場と連携が取れて、適正に管理がなされるものと判断して参りました。ただこの案件におきまして、この申請人である別府農楽の会から問題提起がございました。

それはですね〇〇〇が、農業法人認可申請を行ってるんですがスムーズに行われていないということでした。今回の案件は、農地法3条の権利移転でありまして本来ならば、彼が言うにはですね、農業法人であれば、中間管理機構を通じた農用地集積促進地域計画で処理できる案件だというご指摘でございまして、それができないと。ちなみにですね、一般社団法人でも農業法人になることについては問題はなく、全国的にも類似例があるんだと、このことは当農業委員会でも承知しているということはこの1年間、彼が取り扱ってきた案件の中で話をしてきました。

そのための法的根拠がですね、農業経営基盤強化促進法第23条に規定されている農用地利用規程等についてであると言われております。これに規定されれば、農業法人に認定されるということでした。そのため〇〇〇では、申請のため必要書類の提示等を関係機関に要請していたところですが、1年経過した現在でもその書類が出てこないという現状だと。当局の不作為ということまでは言いませんが、1年間なしのつぶてであるということは誠意ある対応とは言いきれないのではないかと。ということもあります。小林局長以下、体制が一新されたことでもありまして、前向きな対応をしていたいただきたいという、〇〇〇代表からのご要望がありましたことを付け加え

て報告したいと思います。

○庄司 英喜委員

〔所有権移転のNo. 1 及びNo. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番庄司です。所有権移転の案件No. 1 と 2、私が立ち会いましたので、併せて報告をさせていただきます。なお時間のこともありますので、要所のみ報告をさせていただきます。このNo. 1 につきましては3月の17日午前9時ごろから、譲受人の〇〇〇さんのお立ち会いで現地調査をしました。譲渡人は仕事の都合で、立ち合いができないということで電話で確認をしました。譲受人の方ですけども、一生懸命その周辺も含めて無農薬でのにんにく栽培をしております、移転そのものについては問題ないというふうに思っております。先ほど、事務局から10アール、〇〇〇円ということでしたが、これにつきましてはですね、私も田んぼが30万から35万ぐらいは、畑であればその半分ぐらいですよという話をしました。でも本人は大丈夫ですよという話でしたが、4月13日に、喜多方地区の調整会議がありましてこの中で、木村委員から発言があって、畑としてはあまり高過ぎるんじゃないのか、今後その周りの、譲渡その他について支障をきたさないんでしょうかという指摘をいただきました。そのため4月15日にですね、私も現地に赴いて再度、譲受人の息子さんとも話をしまして、その翌日譲受人から電話がありまして、今回の取引金額を10アール当たり〇〇〇万円で対応しますということになりましたので先ほどの金額は修正していただきたいと思います。この金額につきましてももちろん、両方の代理人であります会津若松市の〇〇〇不動産というところがありますので、そこにも電話をしてこの金額は確認をしておりますので最終的には〇〇〇万ということになるとと思います。この件は以上であります。

それからもう1件ですが、こちらについては、同日3月27日の午後1時半ごろから、譲受人の〇〇〇さん立ち会いで現地調査をしました。こちらはですね、譲渡人は県外在住ということで、立ち合いができないということもあ

りまして、ショートメールをし、併せて本人が確認の電話を折り返ししていただきました。譲受人ももう本来であれば、土地の所有者であるということで、荒廃農地にはしたくないんだけどなかなかその管理ができないということで困っていたようであります。今回の移転については上三宮町の農業推進委員の石井さんが仲介する形で対応しました。2筆の内ですね〇〇〇これについては、譲受人が自分の畑のすぐそばだということで特に問題はないようでしたが、一方の〇〇〇こちらはですね、譲受人はその近くに知識もなくてちょっと困ったようでしたが、石井推進委員から、何とかこっちも合わせてやってくれませんかというようなことで、渋々受けたというような状況だと思いますが、ただ、そうは言っても今回のことで、譲受人は一生懸命管理をするということでもありますので、特に問題ないものと思います。併せて2件報告させていただきます。

○小林 千代松委員

〔所有権移転のNo. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番小林です。農地法第3条所有権移転、案件No. 3 について報告いたします。去る3月25日ですね、午後4時半頃より申請人の〇〇〇さん、私、小林立ち会いのもと、現地調査並びに申請者からの聞き取り調査を行いました。地目は田、畑で、〇〇〇氏宅の住宅東側に位置しており、〇〇〇氏より借りて耕作をしていました。〇〇〇氏は市外在住で入院しており、奥さんとお電話で聞き取り調査をいたしました。東側には側溝があり北側、南側には、農地がありますが、西側は〇〇〇氏の畑が隣接しておりました。今後適正に管理され、他の農地に影響を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○木村 富士男委員

〔所有権移転のNo. 4 及びNo. 5 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番木村です。No. 4 No. 5 について2つ報告させていただきます。まずNo. 4 農地法第3条所有権移転案件No. 4 について補足説明いたします。去る4月3

日金曜日、午後1時ごろから、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さんと私の3人で現地確認聞き取り調査を行いました。現地の畑は譲受人の〇〇〇さん宅のすぐ近くにあり、以前から無償でお借りして自家野菜を栽培しておりました。また、〇〇〇さんの息子さん夫婦の家もすぐ近くにあって、みなで栽培管理しているとのことでした。今後も荒らすことなく管理していくとのことでしたので、今回の所有権移転については何も問題ないと判断いたしました。

5番ですが、こちら農地法第3条所有権移転案件No.5、去る3月29日の日曜日、午後5時ごろから譲渡人の〇〇〇さんの姉であり、また、譲受人の〇〇〇さんの母である〇〇〇さんと一緒に現地確認聞き取り調査を行いました。〇〇〇さんは、県外在住で今後も戻ってくる予定もないとのことでした。〇〇〇さんは、甥の〇〇〇さんが専業農家をやっているということで機械もあることから、譲り渡して管理してもらえらることになりました。以上のことから、周りの畑に迷惑をかけることはなく、きちんと管理されるものと判断いたしました。以上です。

○ 山口 久人委員

[所有権移転のNo.6について、現地調査の結果並びに補足説明]

3番、山口です。3条の所有権移転の現状、現地調査について報告申し上げます。去る4月15日午前8時頃、現地にて、譲渡人〇〇〇、譲受人〇〇〇で現地調査をいたしました。現地は田んぼであります。以前より作付はされてきませんでした。譲渡人が農機具置き場として以前より借りて利用しておりました。また、譲渡人の農地は、すべて譲受人が耕作しており今後は農業ハウス等に利用する予定です。また、隣接する北側に水田はありますが排水路も整備されており、今回の購入による問題は何もないと判断いたしました。以上です。

○ 木戸 賢治委員

[所有権移転のNo. 7 について、現地調査の結果並びに補足説明]

18番木戸です。農地法第3条所有権移転。案件No. 7 について説明いたします。去る4月7日、午後3時より譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さん、立ち会いの元、現地の確認と内容の聞き取り調査を行いました。申請地は、父親の死亡により昨年の7月に〇〇〇さんへ相続された農地ではありますが、住まいが会津若松市であることなどから主な管理は〇〇〇さんに依頼されておりました。また、〇〇〇さんと、〇〇〇さんは親戚関係であって、分家が出たときにいただいた農地であることから、本家へ戻すというような考えの元で、無償で譲渡したいとのこととございます。譲渡後は田には水稻作付し、畑は一部育苗ハウス、後は自家用野菜を栽培するということで、周辺農地に影響を及ぼすことなく、適正に耕作管理がされるものと判断いたしました。以上です。

○ 佐藤 光伸委員

[所有権移転のNo. 8 について、現地調査の結果並びに補足説明]

15番、佐藤です。農地法第3条所有権移転。去る4月3日午後2時ごろより、譲受人に聞き取り調査を行いました。父親である譲渡人は、昨年度まで、健康的で模範的な営農を行っておりましたが、体の変調により営農が継続できなくなり本申請に至りました。所有権移転後も良好な営農を行っていくとのことです。これらのことからこの案件を適正なものとして判断いたしました。

○ 武藤 常雄委員

[所有権移転のNo. 9 について、現地調査の結果並びに補足説明]

10番武藤です。案件No. 9 について補足説明をいたします。去る4月7日、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さんより、それぞれ内容の聞き取り調査現場確認を行いました。申請地は〇〇〇さんの自宅から近く耕作管理に便利な場所にあります。現在も〇〇〇さんがですね、〇〇〇さんから農作業を受託しており、今後も継続して耕作管理をしていくことから、今回の申請に

至ったそうであります。本申請に伴う権利の取得につきましては、周辺農地に影響を及ぼすことなく、適正に管理されるものと判断をいたしました。以上であります。

○議長

ありがとうございました。それではここで、議案第160号について審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第160号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第160号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第161号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件、所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました権利設定のNo.1について、3番 菊地 善一郎委員より、所有権移転のNo.1及びNo.2について、16

番 渡部 信夫委員より、現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○ 菊地 善一郎委員

〔権利設定のNo.1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

議席番号3番、菊地です。農地法第5条設定の許可申請、案件No.1 現地調査について報告します。4月13日午前10時ごろより、譲渡人、譲受人双方の代理人、〇〇〇行政書士、渡部委員、事務局の大竹次長と私、4人で実施いたしました。当該地は地目は、田んぼとなっております。今回、譲渡人所有の土地を譲受人が住宅用地として設定し、住宅を建設する計画です。譲渡人が譲受人の祖父という関係で、30年間の権利設定期間となっております。案内図は先ほどありましたように7、8ページというふうになってございます。現地については、北側に住宅、西側に高台の畑。東側に道路ということがございまして、段差がないよう造成を行い、南側にも流出しないようになだらかに調整する予定だということです。雨水は地下浸透及び東道路側溝へ流し、合併浄化槽も同じく東道路側溝へ排出するというような計画です。以上から、日照それから周辺農地に影響を及ぼすことなく、今回の申請については問題ないと考えます。以上でございます。

○ 渡部 信夫委員

〔所有権移転のNo.1 及びNo.2 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

16番、渡部です。次長と重複しないようになるべく簡潔に説明いたします。5条移転のNo.1 ですけども附属資料の9、10ページをご覧ください。4月13日、午前9時10分より、代理人〇〇〇行政書士に立ち会いいただいて、菊地委員、私、大竹次長で現地確認、聞き取り調査を行いました。10ページの図面を見てほしいんですけども、もうすでにですね共同住宅、それから南側の〇〇〇、これの共用の駐車場がもうできておりまして、長年こういった形で使っていたわけですけども、この申請地がですね、ずっとこの上、譲渡

人の〇〇〇さんですけれども、そのお父さんとかその前の時代からこれの、このまま貸し付けていたものを今回整理しようとして、売買に至ったものですが、申請地が9名も所有者があったもんで、なかなか相続まで行けなかったってということで、今回長年かけて整理がついたということで譲渡になったということでもあります。ですので、これは顛末書つきで提出された案件であります。図面の西側については、〇〇〇の駐車場等になっておりまして周辺に農地がございませんので、長年こういった形でもう継続してございますので、特に周辺環境に影響はないものというふうに判断いたしました。

次No.2でございます。次のページの11、12ページをご覧ください。ここは東桜ガ丘の今ほどあったような場所でございますので住宅用地であります。今回、譲受人の〇〇〇さんご夫妻が住宅を建設したいということで条件が整ったということで、こちらに住宅を建てたいとするものであります。図面の12ページの北側にもうすでに住宅があります。南側には宅地も住宅があります。今回の申請地は非常に広いので、特段問題がありません。西側には農地がありますが、農地としての利用はされておらず、維持管理がされてるってことでこちらも農地であります。住宅用地として売買を待っているところでもあります。こちらの建設にあたっては雨水も右側側溝に流れてます。市道に、こちらに雨水それから浄化槽の排水もこちらに、この地区は流してることですので、特段周辺に問題はないものとして判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それではここで、議案第161号について審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第161号につい

て、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第161号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第162号 現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました、No.1については、12番 小沢 勝則委員より、No.2については、15番 佐藤 光伸委員より、現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小沢 勝則委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

12番、小沢です。土地の現況についてNo.1の案件を報告します。去る3月31日、午前10時ごろ現地にて、申請人の〇〇〇さんと、立ち会いの山都支所の佐藤主事と、田中推進委員と私で現地確認をしてきました。申請地は、11年前お父さんがなくなり1年ぐらいは別な人が耕作してもらったのですが、やっぱり条件的にも悪くやめてしまいました。それから約10年以上は耕作しておりません。資料の14ページなんですが、写真的には、条件的には良さげな田んぼなんですけど、やはり山間部の中で、耕作のする人もいなく、高齢

化もあり、労働力不足により耕作ができなく、非農地化したものです。周辺や農地に支障をきたす恐れがないと判断しました。以上です。

○佐藤 光伸委員

〔No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

15番、佐藤です。現況確認証明No.2について補足説明したいと思います。4月10日午前10時より、申請人、市役所担当者2名、佐藤 江利子推進委員、私とで現地確認を行いました。この申請地は、進入路が全くございません。当然ながら、機械での耕耘ができないという状況で、仮に耕耘するとすればすべて手作業ということになると思います。加えて周辺の木立が大きくなって日当たりも芳しくない様子でありました。長年耕作はされておりませんが、田んぼの原型は止めているようですが、1枚1枚の田んぼの面積が極小であることに加えて、水はけもあまり良くない状況でした。これらの環境からこの申請は妥当ではあるかと思われました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それではここで、議案第162号について審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第162号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第162号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第163号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案）115件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第163号について審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第163号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第163号については、農用地利用集積等促進計画の案を農地中間管理機構に提出することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第164号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画 6 件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第164号について審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第164号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第164号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第165号 農用地買入協議に係る要請について」を議題といたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1 件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第165号についてを審議します。ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。お諮りいたします。議案第165号については、喜多方市に対し買入協議の要請を行うことに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第165号については、喜多方市に対し買入協議の要請を行うことに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、第29回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 16：11